



その音で

困っている人がいます!

生活騒音にご配慮ください

私達は、日常生活をする上でさまざまな音を出しています。

音は受取る人によって感じ方が違うため愉快的音だったり不愉快的音だったりします。

自分の出した音が人に不快な思いをさせているかもしれません。

ちょっとした気遣いでお互いが暮らしやすい環境を作っていきましょう。

日常生活の中でも気配りを

特に共同住宅などでは、扉の開け閉めや階段の駆け上り、駆け下り、屋内での飛び跳ねなどの音や振動は思いのほか響いていることがあります。思いやりの気持ちを持ちましょう。



話し声に気を付けよう

人の声は、思いのほか音が響き渡ります。特に寝静まっている夜中は、窓や扉を閉めていても聞こえることがあります。



時間帯に注意しましょう

深夜、早朝にお風呂やシャワーを使用すると給湯器やボイラーの稼働音だけでなく排水などの音もします。使用する時間帯に注意しましょう。



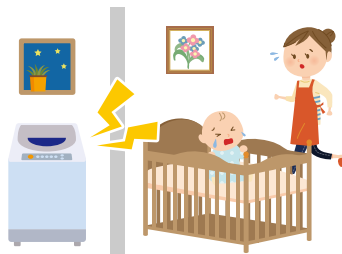
楽器・音響機器からの音には注意を

ピアノ、バイオリンなどの楽器を使用する場合は、窓を閉める、なるべく隣家から離すなどの音が漏れない工夫を行い、ステレオ、テレビなどの音響機器に対しては音量を調整する、早朝や深夜の使用では、より音量を抑えるなど時間帯に応じた配慮をしましょう。



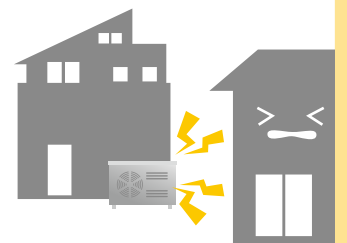
電化製品の使用に気を付けよう

掃除機・洗濯機などの電化製品は、音の小さいものを選ぶようにしましょう。また、使用に関しても早朝や深夜帯は避けるなどの配慮をしましょう。

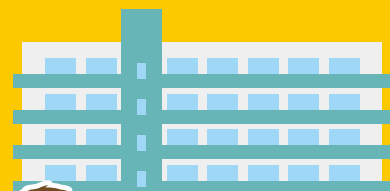


機器の設置場所には気を付けよう

エアコンの室外機や給湯器などの屋外に設置する機械からは音が出ます。設置する際には位置や向きを考慮しましょう。機械から異音が出た場合には、早急に点検修理をお願いしましょう。



共同住宅、集合住宅の建物内での騒音、振動について



マンションなどの集合住宅では、音響機器、電気機器の使用や人の足音などによって、両隣や上下階の人に迷惑を掛けることがあります。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」での騒音、振動の規制基準は、敷地境界線における規制のため、両隣や上下階の騒音や振動など同一建物内では適用されません。このため、管理組合、大家、管理会社などにご相談ください。

より良い
ご近所づきあいを
しましょう



人は、音を出さずに生活することはできません。日頃から挨拶をするなどの近所づきあいをすることによって、お互いの立場を理解して相手を気遣いながら生活することで快適な生活環境を作りましょう。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の日常生活等に係る騒音の規制基準【単位：デシベル】

区域の区分		敷地の境界における音量										
		時間の区分										
		6時	朝	8時	昼間	19時	夕	23時	夜間	6時		
第1種区域	第一種低層住居専用地域	40		8時	45		19時	40		23時	40	
	第二種低層住居専用地域											
	AA地域											
	第一種文教地区 これらに接する地先、水面											
第2種区域	第一種中高層住居専用地域	45		8時	50		19時	45		23時	45	
	第二種中高層住居専用地域											
	第一種住居地域											
	第二種住居地域											
	準住居地域 用途地域の定めのない地域											
第3種区域	近隣商業地域	55		8時	60		19時	55		23時	50	
	商業地域											
	準工業地域											
	工業地域											
	これらに接する地先、水面											
第4種区域	商業地域であって 知事が指定する地域	60		8時	70		19時	60		23時	55	

第2種、第3種又は第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。



その音で困っている人がいます！

発行 東京都北区生活環境部環境課環境規制調査係

東京都北区王子一丁目12番4号 TIC王子ビル2階電話 03(3908)8611〈直通〉

平成31年3月発行

刊行物登録番号30-2-128